

船橋市まちかど音楽ステージ設置要綱

船橋市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会の設置するまちかど音楽ステージの実施に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

(目的)

第2条 まちかど音楽ステージは、演奏活動を行う者の健全な活動の誘導を図り、もって音楽文化の向上と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事務概要)

第3条 第2条の目的を実現するため、当該各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 京成船橋駅-船橋フェイスビル接続デッキの通路使用申請
- (2) 利用者の登録管理
- (3) ステージの利用に係る予約管理
- (4) SNS 等を活用した事業の周知
- (5) ステージ実施中の利用者対応及び現場の安全管理
- (6) その他自主企画等の実施

(事務の委任)

第4条 船橋市教育委員会は、第3条第2号から第6号で定める事務を、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会へ委任する。実際の運営に係る詳細な事項については、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会が定め、船橋市教育委員会へ報告する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。